

2023(令和5)年度支部事業計画(案)及び 支部保険者機能強化予算(案)について

令和5年1月16日(第73回評議会)



目次

1. 2023（令和5）年度支部事業計画（案）

- 1-1 2023（令和5）年度香川支部事業計画（案） ……P1～16
- 1-2 2023（令和5）年度香川支部事業計画（KPI）一覧表 ……P17

2. 2023（令和5）年度支部保険者機能強化予算（案）

- 2023（令和5）年度香川支部保険者機能強化予算の計上額（案） ……P18～19
 - 1、医療費適正化予算 ……P20～23
 - 2、保健事業予算 ……P24～28

- 【参考】 2023（令和5）年度本部事業計画・予算の概要（案） ……P29～36**

1. 2023（令和5）年度香川支部事業計画（案）

1-1 2023(令和5)年度 香川支部事業計画(案)

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>●健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度:高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来にわたり継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>●健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度:高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来にわたり継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>● サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 ○加入者・事業主の意見等に基づいて、お客様へのサービス改善を迅速に行う。 ○郵送による申請・手続きを促進する。 ○「任意継続セット」を大規模事業所、関係団体等に配布し、退職を予定している被保険者等に対して制度周知を図る。 ○限度額適用認定証の利用促進を図る。 <p>【困難度:高】</p> <p><u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI:①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> <p>● 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高額報酬者による申請、資格取得日直後からの申請等不正の疑いのある事案は、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトを効果的に活用し、必要に応じ事業所への立入検査等を実施する。 ○傷病手当金と年金・労災との併給調整を確実に実施する。 ○<u>柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する(いわゆる「部位ころがし」)過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。また、必要に応じて柔道整復施術者を対象とした面接確認を行う。</u> <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>	<p>● お客様サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日以内)を遵守する。 ○加入者・事業主の意見等に基づいて、お客様へのサービス改善を迅速に行う。 ○郵送による申請・手続きを促進する。 ○「任意継続セット」を大規模事業所、国保窓口、健康保険委員等に配布し、退職を予定している被保険者等に対して制度周知を図る。 ○限度額適用認定証の利用促進を図る。 <p>■ KPI:①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p> <p>● 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高額報酬者による申請、資格取得日直後からの申請等不正の疑いのある事案は、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトを効果的に活用し、必要に応じ事業所への立入検査等を実施する。 ○傷病手当金と年金・労災との併給調整を確実に実施する。 ○<u>柔道整復施術療養費の支給対象等に関する正しい知識を普及させるため、香川県保険者協議会と連携して適正利用啓発ポスターを作成し、被保険者等に対する周知・啓発等を行う。</u> ○<u>はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等、審査手順の標準化を推進する。</u> <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>● 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容点検については、支払基金改革(ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等)の進捗状況を踏まえ、レセプト点検の効果向上に向け策定する行動計画に基づき、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上を目指して協会における審査の効率化・高度化に取り組む。 ○資格点検については、新業務システムを活用し効果的な点検を行う。また、必要に応じて医療機関への照会を行い、受診者本人への返還請求を確実に実施する。 ○外傷点検については、受診者本人への照会や第三者行為届の提出勧奨などについて新業務システムを活用し効果的に実施する。 <p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 (※)電子レセプトの普及率は98.7%(2021年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>● 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容点検については、質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額向上のため、行動計画を策定・実施し、システムを活用した効率的な点検を実施する。また、社会保険診療報酬支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、点検体制を検討しながら点検を実施する。 ○資格点検については、社会保険診療報酬支払基金の振替・分割サービス実施を活用し、効果的な点検を行う。必要に応じて医療機関への照会を行い、受診者本人への返還請求を確実に実施する。 ○外傷点検については、受診者本人への照会を行い、必要に応じて第三者行為届の提出勧奨を確実に実施する。 <p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 (※)電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●<u>返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</u> ○<u>加入者の退職時等に保険証を返納するよう周知広報を行うとともに、未返納の多い事業所データ等を活用し、保険証の早期返納の徹底を周知する。</u> ○<u>返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施、支部契約弁護士名による催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</u> 	<p>●<u>柔道整復施術療養費等における照会・面接確認の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>以下の申請について、重点的に加入者や施術所に対する照会を行うとともに、必要に応じて施術者を対象とした面接確認を行う。</u> ・<u>多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の施術</u> ・<u>いわゆる部位転がしと呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる長期にわたった施術</u> <p>●<u>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>被保険者等の資格を喪失したにもかかわらず保険証を返納しない者に対し、文書・電話による返納催告を行い保険証の確実な回収を図る。</u> ○<u>加入者の退職時等に保険証を返納するよう周知広報を行うとともに、未返納者の多い事業所には、文書・電話・訪問により資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</u> ○<u>資格喪失後受診により発生した返納金債権については、早期回収を図るとともに国民健康保険等との保険者間調整を積極的に実施する。また、弁護士を活用した返納催告及び法的手続きの実施により、返納金債権の確実な回収を図る。</u>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>【困難度：高】 <u>電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u> <u>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。 ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)</p> <p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>【困難度：高】 <u>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u> <u>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>(※1)資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。) (※2)社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者資格の再確認の徹底 ○被扶養者資格確認リストの未送達事業所について、年金事務所と連携し所在地調査を行い、確実に送達する。 ○被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への提出勧奨を行う。 ■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者資格の再確認の徹底 ○被扶養者資格確認リストの未送達事業所について、年金事務所と連携し所在地調査を行い、確実に送達する。 ○被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への提出勧奨を行う。 ■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.6%以上とする

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>●オンライン資格確認の円滑な実施 <u>○国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。</u></p> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>● 業務改革の推進 ○現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ○職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、生産性の向上を推進する。 <u>○新業務システム(令和5年1月に導入)の効果を最大化するために新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</u></p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	<p>●オンライン資格確認の円滑な実施 <u>○オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</u> <u>○「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表)」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</u></p> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>● 業務改革の推進 ○現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ○職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。</p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>●保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数: <u>149,483人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>57.9%</u>(実施見込者数: <u>86,600人</u>) ・事業者健診データ 取得率 <u>20.1%</u>(取得見込者数: 30,000人) ○ 被扶養者(実施対象者数: <u>39,673人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 <u>32.3%</u>(実施見込者数: <u>12,800人</u>) <p>〈被保険者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診の費用補助の拡大を積極的に広報し、受診機会の拡大を図る。 ・事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを促進する。 ・県外住所者への勧奨を実施する。 <p>〈被扶養者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のがん検診との合同実施。 ・簡易歯周病検査やオプション測定等の付加により、実施項目を充実させ、健診への受診行動を促す。 ・交通至便の良い施設等、受診しやすい環境での健診を実施する。 	<p>●第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数: <u>156,712人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率<u>51.9%</u>(実施見込者数: <u>81,300人</u>) ・事業者健診データ 取得率<u>19.1%</u>(取得見込者数: 30,000人) ○ 被扶養者(実施対象者数: <u>40,568人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率<u>32.0%</u>(実施見込者数: <u>13,000人</u>) <p>○実施率等向上対策</p> <p><u>被保険者及び被扶養者の健診実施率向上のため、以下のことに取り組む。</u></p> <p>〈被保険者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施機関の拡充、集団健診の実施による受診機会の拡大を図る。 ・労働局等と連携した事業者健診データ取得を推進する。 ・紙媒体等での健診結果取得の推進を図る。 ・未受診者へのアンケート調査を実施することにより、未受診理由を把握し、効果的な受診勧奨へつなげる。 <p>〈被扶養者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のがん検診との合同実施。 ・簡易歯周病検査やオプション測定等の付加により、実施項目を充実させ、健診への受診行動を促す。 ・交通至便の良い施設等、受診しやすい環境での健診を実施する。

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI： ① 生活習慣病予防健診実施率を57.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を20.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を32.3%以上とする</p>	<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI:① 生活習慣病予防健診実施率を51.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を19.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を32.0%以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(特定保健指導対象者数: <u>23,786人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>41.3%</u>(実施見込者数: <u>9,830人</u>) ○被扶養者(特定保健指導対象者数: <u>1,203人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 <u>29.9%</u>(実施見込者数: 360人) ○協会保健師等を活用し、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法を活かした実施数の増加を図る。 ○事業者健診に基づく特定保健指導実施件数の増加を図る。 ○外部委託による健診当日の初回面接(被扶養者の集団健診の分割実施を含む)等の更なる推進を図る。 ○特定保健指導対象者個人へ直接情報提供し、認知度及び実施率の向上を図る。 ○ICTを活用した遠隔保健指導等の推進を図る。 <p>【重要度:高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定<u>健康診査</u>等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、<u>困難度が高い。</u></p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(特定保健指導対象者数:<u>22,817人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>41.2%</u>(実施見込者数:<u>9,400人</u>) ○被扶養者(特定保健指導対象者数:<u>1,222人</u>) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率<u>29.5%</u>(実施見込者数:360人) ○保健指導の利用奨励対策 <u>特定保健指導実施率等向上のため、以下のことに取り組む。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・協会保健師等を活用し、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法を活かした実施数の増加を図る。 ・事業者健診に基づく特定保健指導実施件数の増加を図る。 ・外部委託による健診当日の初回面接(被扶養者の集団健診の分割実施を含む)等の更なる推進を図る。 ・特定保健指導対象者個人へ直接情報提供し、認知度及び実施率の向上を図る。 ・ICTを活用した遠隔保健指導等の推進を図る。 <p>【重要度:高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定<u>健診</u>等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、<u>目標を達成することは極めて困難である。</u> <u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>■ KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を41.3%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を29.9%以上とする</p> <p>iii)重症化予防対策の推進</p> <p>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,010人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症域に該当する医療機関未治療者に対して、文書、電話、面接による治療勧奨を積極的に行う。 ・健診受診機関から要治療者への受診勧奨を推進する。 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」を活用するとともに健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある者を抽出し、「医療受診勧奨票」を送付し治療を促す。 <p>○40歳未満の血糖リスク者を対象とした保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に効果的な糖尿病発症予防を図るため、生活習慣病予防健診当日に保健指導ができる機関に委託して実施する。 <p>○代謝・脂質リスク保有者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比べてリスク保有割合の高い代謝・脂質リスク該当者へ情報提供を行う。 <p>【重要度:高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</p>	<p>■ KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を41.2%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を29.5%以上とする</p> <p>iii)重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施</p> <p>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数710人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症域に該当する医療機関未治療者に対して、文書、電話、面接による治療勧奨を積極的に行う。 ・健診受診機関から要治療者への受診勧奨を推進する。 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」を活用するとともに健診結果から糖尿病性腎症等重症化のおそれのある者を抽出し、「医療受診勧奨票」を送付し治療を促す。 <p>○40歳未満の血糖リスク者を対象とした保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に効果的な糖尿病発症予防を図るため、生活習慣病予防健診当日に保健指導ができる機関に委託して実施する。 <p>○代謝リスク該当者(女性)への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比べて該当割合の高い女性の代謝リスク該当者へ情報提供を行う。 <p>【重要度:高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○健康宣言事業所数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県や労働局、経済団体等と連携し、オール香川で健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 ・<u>健康経営普及推進協力事業者間および協会けんぽとの連携を強化するため、定期的に情報共有を行う。</u> ・<u>健康宣言のプロセス(事業所カルテ活用の必須化)及びコンテンツ(健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)の標準化を基にし、コラボヘルスを推進する。</u> ・各種広報や事業所訪問及び電話勧奨等により、健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 <p>○健康宣言事業所の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所に健康づくりの取り組み状況について聞き取りを行うとともに、他事業所の優れた取り組み事例の紹介や情報提供(事業所カルテ、健康情報誌等)を行い、フォローアップを実施する。 ・香川県と共同で優良取組事業所を表彰する。 ・<u>宣言事業所を対象とした健康情報等に関する研修会を実施する。</u> <p>○保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</p> <p>・<u>「香川健康づくり推進セミナー(仮)」へ参画し、セミナーや相談ブースの設置等を通じて、健康宣言事業の推進を図る。</u></p> <p>【重要度:高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: 健康宣言事業所数を<u>770事業所(※)</u>以上とする</p> <p>(※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>v) その他保健事業の推進</p> <p>○健康づくり審議会やセミナー等に参画するとともに、自治体や関係団体と健康づくりイベント等を共催する。</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○健康宣言事業所数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県や労働局、経済団体等と連携し、オール香川で健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報や事業所訪問等により、健康経営を普及させ健康宣言事業所数の拡大を図る。 <p>○健康宣言事業所の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所に健康づくりの取り組み状況について聞き取りを行うとともに、他事業所の優れた取り組み事例の紹介や情報提供(事業所カルテ、健康情報誌等)を行い、フォローアップを実施する。 ・香川県と共同で優良取組事業所を表彰する。 ・<u>経済産業省が実施する健康経営優良法人認定に向けたサポートを実施する。</u> <p>○保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</p> <p>【重要度:高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI: 健康宣言事業所数を<u>640事業所</u>以上とする</p> <p>v) その他保健事業の推進</p> <p>○健康づくり審議会やセミナー等に参画するとともに、自治体や関係団体と健康づくりイベント等を共催する。</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による広報や、支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等にて本部で作成した広報資材を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を63.3%以上とする</p> <p>● ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施する。 ○薬剤数量、使用割合に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」を作成・活用し医療機関、調剤薬局に対して効果的に使用促進を図る。 ○ホームページや広報誌、メールマガジンによる広報のほか「希望シール」「使用促進ポスター」等を活用して、関係機関と連携したより効果的な広報を実施する。 ○ジェネリック医薬品未使用理由について、未切替者へのアンケート調査を行う。 ○ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会、香川県保険者協議会と協働して使用促進を図る。 <p>【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度:高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で80.0%以上とする(※)医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による広報や、支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等にて本部で作成した広報資材を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.7%以上とする</p> <p>● ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施する。 ○薬剤数量、使用割合に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」を作成・活用し医療機関、調剤薬局に対して使用促進を図る。 ○ホームページや広報誌、メールマガジンによる広報のほか「希望シール」「使用促進ポスター」等を活用して、より効果的な広報を実施する。 ○ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会、香川県保険者協議会と協働して使用促進を図る。 <p>【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で78.9%以上とする(※)医科、DPC、歯科、調剤</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
	<p>● インセンティブ制度の着実な実施 ○加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>● 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ○本部から提供される資料及び協会が保有するレセプトデータを用いて医療費等の分析を行うとともに、各種公会議等において適切に意見発信を行う。 <u>○第4期医療費適正化計画等の香川県における策定作業に積極的に参画するとともに意見発信をおこなう。</u></p> <p>【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>● 調査研究の推進 <u>○香川県保険者協議会や国民健康保険団体連合会と連携した医療費や特定健診データ分析を実施し、その結果を積極的に発信する。</u></p> <p>【重要度:高】 <u>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p> <p>【困難度:高】 <u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</u></p>	<p>● インセンティブ制度の着実な実施 ○加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 【重要度:高】 <u>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂2015や『未来投資戦略2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</u></p> <p>● 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ○本部から提供される資料及び協会が保有するレセプトデータを用いて医療費等の分析を行うとともに、各種公会議等において適切に意見発信を行う。</p> <p>【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。 ■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>

分野	新	旧
	具体的施策等	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>●人事評価制度の適正な運用 ○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定するとともに、達成状況について実績や能力を適正に評価し、処遇に反映させる。</p> <p>●OJTを中心とした人材育成 ○「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p> <p>●費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広く声掛けを行う等周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ○消耗品の適切な調達・在庫管理により経費の節減に努める。消耗品の経費等及び電気使用量の実績を周知することにより、コスト意識の徹底を図る。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p> <p>●その他 ○働きがいのある健全な職場づくり ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。 ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。 ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。</p> <p>○リスク管理の徹底等 ・定期的に自主点検を実施することにより、適切なリスク管理を行う。 ・規程に基づく委員会活動や研修等を通じて、コンプライアンスの遵守及び個人情報情報の適正な管理を徹底する。 ・香川支部初動対応マニュアルに基づく防災訓練や、安否確認システムを使用した模擬訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。</p>	<p>●人事評価制度の適正な運用 ○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定するとともに、達成状況について実績や能力を適正に評価し、処遇に反映させる。</p> <p>●OJTを中心とした人材育成 ○「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</p> <p>●費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広く声掛けを行う等周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ○消耗品の適切な調達・在庫管理により経費の節減に努める。消耗品の経費等及び電気使用量の実績を周知することにより、コスト意識の徹底を図る。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p> <p>●その他 ○働きがいのある健全な職場づくり ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。 ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。 ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。</p> <p>○リスク管理の徹底等 ・定期的に自主点検を実施することにより、適切なリスク管理を行う。 ・規程に基づく委員会活動や研修等を通じて、コンプライアンスの遵守及び個人情報情報の適正な管理を徹底する。 ・香川支部初動対応マニュアルに基づく防災訓練や、安否確認システムを使用した模擬訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。</p>

1-2 2023 (令和5) 年度香川支部事業計画 (KPI) 一覧表

	香川支部設定		所管
	5年度	4年度 (参考)	
支部事業計画【KPI】			
サブスクリプションの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定	100%	→	100%
現金給付等の申請に係る郵送化率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	96.0%	↗	95.5%
効果的なポイント後の推進			
③ 社会保険診療報酬支払基金と合算したポイント点検の査定率について前年度以上とする ※全支部一律に設定		→	対前年度以上
④ 協会化/協会の再審査しポイント件当たりの査定額を対前年度以上とする※全支部一律に設定		→	対前年度以上
⑤ 柔道整復施術療養費等における文書照会への強化		→	対前年度以上
⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進		→	対前年度以下
⑦ 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定		→	対前年度以上
⑧ 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定		→	対前年度以上
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底		↗	93.6%
⑩ 特定健診実施率・事業者健診率・取得率等の向上	94.0%	↗	93.6%
⑪ 生活習慣病予防健診実施率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	57.9%	↗	51.9%
⑫ 事業者健診率を取付率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	20.1%	↗	19.1%
⑬ 被扶養者の特定健診実施率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	32.5%	↗	32.0%
⑭ 特定保健指導の実施率及び質の向上		↗	41.2%
⑮ 被扶養者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	41.3%	↗	41.2%
⑯ 重なり予防対策の推進		↗	29.5%
⑰ 被扶養者の特定保健指導の実施率を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	29.9%	↗	29.5%
⑱ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	13.1%	↗	12.4%
⑲ コアビジネスの推進			保健
⑳ 健康宣言事業所数を〇〇〇〇事業所以上とする ※支部ごとに設定	770	↗	640
㉑ ジェネリック医薬品の使用促進			企画
㉒ ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	80.0%	↗	78.9%
㉓ ※医薬品、DPC、調剤、歯科			企総
㉔ 立約活動や健康保険委員会を通じた加入者の理解促進			企総
㉕ 全被保険者数に占める健康保険委員会が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を〇〇.〇〇%以上とする ※支部ごとに設定	63.3%	↗	62.7%
㉖ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信			企総
㉗ i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制に係る意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信			企総
㉘ iv) 上手な医家のかかり方に係る働きかけ			企総
㉙ 効率的・効果的の医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療サービス等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する ※全支部一律に設定	意見発信を全支部で実施	→	意見発信を全支部で実施
㉚ 費用対効果を踏まえたコスト削減等			企総
㉛ 一般競争入札に占める一者入札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が年間4件以下の場合は一者入札数を1件以下とする。 ※全支部一律に設定	20%以下	→	20%以下
企総			企総

組織・関係機関運営

2. 2023（令和5）年度支部保険者機能強化予算（案）

2023(令和5)年度 香川支部保険者機能強化予算の計上額(案)

	分野		区分	事業	令和5年度 計上額(案)※	令和4年度 計上額 ※	差	
支部医療費適正化等予算	医療費適正化対策経費	*	企画部門関係	若年層へのジェネリック医薬品の使用促進、調剤薬局向けツール作成、加入者に対するアンケート調査等	4,803,000	2,665,000	2,138,000	
	広報・意見発信経費		紙媒体による広報	事業所あてチラシの作成	1,377,000	1,620,000	-243,000	
		*	その他の広報	支部認知度アップのための広報、支部事業結果にかかる広報媒体の作成・配布・アンケート調査等	4,663,000	6,834,000	-2,171,000	
	分野小計					10,843,000 (予算枠: 10,854,000)	11,119,000 (予算枠: 11,190,000)	-276,000
支部保健事業予算	健診経費		治療中の者の検査結果情報提供料	-	0	0	0	
			健診予定者名簿送料	-	0	0	0	
			健診実施機関実地指導旅費	-	0	0	0	
			事業者健診の結果データの取得	同意書および紙媒体による事業者健診結果取得業務等	5,670,000	9,778,000	-4,108,000	
			集団健診	集団方式による生活習慣病予防健診および特定健康診査	4,543,000	4,846,000	-303,000	
			健診推進経費	-	3,567,000	2,759,000	808,000	
		*	健診受診勧奨等経費	年度当初の受診勧奨、被保険者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨	4,440,000	4,452,000	-12,000	
	保健指導経費		中間評価時の血液検査費	-	4,620,000	4,620,000	0	
			保健指導用パンフレット作成等経費	-	825,000	825,000	0	
			その他保健指導用経費	保健指導用事務用品費(測定用機器類等)、医師謝金、図書購入費等	311,000	311,000	0	
			保健指導推進経費	特定保健指導委託機関の報奨金	1,015,000	1,015,000	0	
			保健指導利用勧奨経費	集団健診会場での特定保健指導の実施、特定保健指導の利用勧奨	1,100,000	1,320,000	-220,000	
	重症化予防事業経費		未治療者受診勧奨	二次勧奨業務等	1,452,000	1,320,000	132,000	
		重症化予防対策	糖尿病性腎性患者の重症化予防対策、40歳未満の血糖リスク者に対する保健指導業務委託等	6,022,000	5,169,000	853,000		
	コラボヘルス事業経費	*	コラボヘルス事業	新規健康宣言事業所の拡充・支援事業等	2,429,000	1,969,000	460,000	
			情報提供ツール(事業所カルテ等)	事業所カルテを活用した経営者への意識啓発等	200,000	255,000	-55,000	
	その他の経費	*	その他の保健事業	集団健診会場での簡易歯周病検査事業等	2,511,000	1,280,000	1,231,000	
			保健事業計画アドバイザー経費	-	0	0	0	
	分野小計					38,705,000 (予算枠: 38,731,000円)	39,919,000 (予算枠: 39,929,000円)	-1,214,000
	合 計					49,548,000 (予算枠: 49,585,000円)	51,038,000 (予算枠: 51,119,000円)	-1,490,000

※区分ごとに1,000円未満を切り上げて計上しているため、「資料1」とは相違する。

1. 医療費適正化等予算

医療費適正化対策①

事業名	ジェネリック医薬品軽減額通知（本部実施）で切り替えなかった加入者に対する啓発・アンケート調査
目的	香川支部におけるジェネリック医薬品の使用割合は全国平均を下回っており、第5期アクションプランで定める使用割合80%達成に向けた施策が必要。
概要	支部ジェネリック医薬品使用率の低さに影響している大きな要因として、加入者のジェネリック医薬品拒否率の高さがある（影響度▲1.7）。ジェネリック医薬品軽減額通知送付者の未切替者のうち、軽減額の大きい対象者に対する啓発・アンケート調査を実施する。
実施時期	令和5年9月（予定）
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・ジェネリック医薬品未切替理由の実態把握・得られた結果を市町、県三師会、医療機関、薬局等に情報提供し、連携した対策に繋げる。

1. 医療費適正化等予算

医療費適正化対策②

事業名	調剤薬局向け啓発ポスターの作成
目的	支部ジェネリック医薬品使用率の低さに影響している大きな要因として、院外処方にかかるジェネリック医薬品使用率の低さがある（影響度▲2.2）。一般名処方率は全国平均並みのため、調剤薬局の取組が重要である。
概要	四国厚生支局等と連携したポスターを作成し、調剤薬局での使用率向上に繋げる。
実施時期	令和5年9月
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・調剤薬局におけるジェネリック医薬品使用率向上・関係機関との連携強化

1. 医療費適正化等予算

事業名	支部の事業結果等にかかる広報媒体の作成・配布及び事業所に対するアンケート調査
目的	支部事業は事業主・加入者の理解が得られなければ十分な効果が見込めないため、支部事業について理解・関心を高める必要がある。
概要	支部の現状や課題に関する共通認識や連帯感醸成を図るために、支部事業の結果をお知らせする。また、事業所に対するアンケート調査を行い、広報のあり方・事業所が抱える課題・要望等の把握を行い、今後の事業展開に繋げる。
実施時期	令和5年12月
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">支部の現状や課題に関し、事業主や加入者等の共通認識や連帯感が醸成される。広報のあり方・事業所が抱える課題・要望等の把握を行うことで、課題に基づいた事業展開が見込める。得られた結果から、関係団体と連携した対策の優先度が明確になる。

1. 医療費適正化等予算

事業名	支部の認知度アップのための広報
目的	加入者に「手元の被保険者証 = 協会けんぽ」という意識の紐づけを行い、協会が身近な存在であることを実感していただく。
概要	令和4年度に引き続き、加入者にとって一番身近に協会けんぽの存在を感じられる「被保険者証」のデザインをベースとした広告物を作成し、「支部認知度向上」を目的とした広報を展開する。
実施時期	令和5年4月～10月
期待される効果	今年度は、広報内容に「健診受診費用の自己負担額軽減」を盛り込み、目にした際のインパクトを強めること及び、本取組の重点ターゲットである働き盛り世代の健診受診率向上効果も期待される。

2. 保健事業予算

健診①

事業名	事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨
目的	生活習慣病予防健診受診率の向上 特定保健指導、重症化予防事業の質の向上
概要	すでに同意書を提出している事業所に対してDMおよび電話による勧奨を実施し、生活習慣病予防健診に切り替えてもらえるよう促す。 併せて新規適用事業所への勧奨も行う。
実施時期	令和5年4月
期待される効果	生活習慣病予防健診受診率の向上 特定保健指導、重症化予防事業の質の向上

2. 保健事業予算

健診②

事業名	被保険者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨
目的	被保険者個人への制度周知 生活習慣病予防健診受診率の向上
概要	生活習慣病予防健診の未利用事業所かつ事業者健診同意書のない事業所の対象者自宅宛に、健診機関の閑散期に健診案内を郵送し受診勧奨を行う。 県外在住者には汎用性のある案内を送付する。
実施時期	令和5年12月
期待される効果	経年未受診者の生活習慣病予防健診の利用。 受け入れ可能な健診機関情報を通知することで未受診者の掘り起こしができ、健診機関の閑散期稼働率を上げ、受診率の向上を図ることができる。

2. 保健事業予算

事業名	新規健康宣言事業所の拡充・支援事業
目的	新規健康宣言事業所の拡充・支援、優れた取組事例の紹介や表彰による健康経営の普及
概要	事業所訪問や各団体のセミナー等への参加により、新規健康宣言事業の勧奨や周知を行う。また健康宣言後の取組状況の確認及び支援を実施する。 健康宣言事業所からの取組事例報告を確認し、優れた取組には香川県と共同で表彰（知事・支部長）を行うことで健康経営を普及・推進する。
実施時期	通年
期待される効果	健康づくりへの意識の醸成 健康宣言事業所数の増加 健診受診率や保健指導利用率の増加

2. 保健事業予算

その他の保健事業①

事業名	簡易歯周病検査
目的	歯周病を早期発見することで早期受診を促し、歯の喪失と生活習慣病の発症予防を図る。 併せて公益社団法人香川県歯科医師会との連携を進めることを目的とする。
概要	集団健診会場において歯科関連のブースを設置し、唾液を検体とする簡易歯周病検査を実施する。 ブースには歯科医師会から歯科医師または歯科衛生士を派遣してもらい、歯周病予防の啓発に関する情報提供（チラシ等）を行う。 また、健康経営に積極的な事業所において簡易歯周病検査を実施する。
実施時期	令和5年10月～12月
期待される効果	集団健診においては受診者数の増加が期待できる。 健康経営に取り組む事業所においては歯周病予防に対する動機付けとなる。 歯周病予防と生活習慣病の関連性の理解促進を促すとともに、かかりつけ歯科医での予防管理について啓発する。

2. 保健事業予算

事業名	イベントにおける健康情報等の提供(香川産業保健総合支援センターとの連携)
目的	産業保健センターと連携し、心身の健康管理面や受動喫煙防止、健康経営に取り組む意義等の情報提供や協会けんぽの取組の情報発信を行うことにより、事業所内での健康意識の向上を図る。
概要	産業保健センターが開催する講演や体験コーナー、相談ブースを設けたイベント等への参加。 産業保健センターの作成するチラシ等の配布による仕事と病気の両立支援等の情報提供。
実施時期	通年
期待される効果	チラシ等の配布やイベント参加をつうじて、心身の健康管理面や受動喫煙防止、健康経営に取り組む意義等の情報提供を行うことにより、来訪者等の健康意識の向上が期待される。

【参考】

2023(令和5)年度本部事業計画・予算の概要（案）

1. 令和5年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額 2,820億円（対前年度予算比 +50億円）

内訳 業務経費^{※1} 2,234億円（対前年度予算比 +362億円） ※1 健診費用、保険証作成や届書データ化の委託費用等
一般管理費^{※2} 585億円（対前年度予算比 ▲311億円） ※2 人件費やシステム経費等

2. 業務経費及び一般管理費予算の主な増減要因（対前年度予算比）

※ 【 】は予算額
（ ）は前年度予算額

【業務経費】

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（+284.1億円）

【1,705.2億円（1,421.1億円）】

一般健診等の補助額の引き上げに伴う増（約220億円）及び目標実施率の引き上げ（令和4年度：61.2% 令和5年度：63.9%）による受診者数の増。

●特定保健指導の実施率及び質の向上（+45.1億円）

【197.3億円（152.2億円）】

目標実施率の引上げ（令和4年度：29.0% 令和5年度：35.0%）による対象者数の増。

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上（+23.8億円）

【95.2億円（71.5億円）】

令和5年1月にサービスインを迎える次期業務システムによる支給決定業務の自動審査化等に伴う、届書のデータ化に係る業務委託経費の増。

【一般管理費】

●協会システムの安定運用等（▲323.9億円）

【316.9億円（640.8億円）】

令和5年1月にサービスインを迎える次期業務システムの構築完了に伴うシステム経費の減。

令和5年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和5年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 第4期都道府県医療費適正化計画策定段階からの積極的関与及び意見発信

※ 【 】は予算額
（ ）は前年度予算額

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上【95.2億円（71.5億円）】

- ・ 支給決定業務の自動審査化等による現金給付の適正化及びサービス水準の更なる向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進【3.5億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 返納金債権の早期回収の強化
- ・ 保険者間調整及び法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【0.9億円（0.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革及び柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性の向上
- ・ 電話及び窓口相談体制の標準化並びに相談業務の品質の向上

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,705.2億円（1,421.1億円）】**
 - ・ 健診等自己負担軽減を契機とした関係団体との連携による受診勧奨等の実施
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（重点的かつ優先的な事業所の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 事業者健診結果データの取得に係る新たな提供・運用スキームの浸透に向けた国等への意見発信の実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【197.3億円（152.2億円）】**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の推進及び外部委託の一層の推進
 - ・ 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）についてのパイロット事業等を活用した検討
 - ・ 特定保健指導の質の向上のためのアウトカム指標を踏まえた運用方法の検討
 - ・ 保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた保健師キャリア育成研修の実施
 - ・ 専門職たる保健師の採用強化
- **重症化予防対策の推進【6.2億円（4.4億円）】**
 - ・ 血圧・血糖に加えLDLコレステロール値に着目した受診勧奨の着実な実施
 - ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備
- **コラボヘルスの推進【5.5億円（5.3億円）】**
 - ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
 - ・ パイロット事業の活用を含めたデータ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの実施
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【9.4億円（7.6億円）】^{※3}**
 - ・ 広報基本方針の策定及び当該方針を踏まえた令和6年度広報計画の策定
 - ・ マイナンバーカードの保険証利用の推進及び電子処方箋に係る周知・広報への協力
 - ・ 健診の補助率引上げ等の更なる保健事業の充実に関する加入者・事業主に向けた継続的な広報の実施
 - ・ 全支部共通の広報資材の積極的活用及び支部アンケート結果を踏まえた広報資材の改善等の実施

※3 一部前掲の「特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上」「特定保健指導の実施率及び質の向上」に係る費用を含む。

● **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**

- ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
- ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した医療機関・薬局に対する訪問等による働きかけ
- ・ ジェネリック医薬品使用割合80%未満の支部と本部の連携による使用促進

● **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**

- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信
- ・ 令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けた医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における積極的な意見発信

● **調査研究の推進【1.5億円（1.4億円）】**

- ・ 保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析の実施
- ・ 医療費適正化等の施策を検討するための外部有識者を活用した調査研究等の実施
- ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信（調査研究フォーラムの開催等）

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- **本部機能及び本部支部間の連携の強化【50.2億円（48.1億円）】**^{※4}
 - ・ 戦略的保険者機能の更なる充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策の着実な実施
 - ・ 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道・徳島・佐賀支部を対象とした保険料率上昇の抑制が期待できる事業のPDCAサイクルに沿った検討（他支部への今後の横展開も視野）
- **人事制度の適正な運用、新たな人員配置のあり方の検討【1.0億円（0円）】**
 - ・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じた管理職のマネジメント能力の向上
 - ・ 保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方の検討
- **OJTを中心とした人材育成【0.9億円（0.9億円）】**
 - ・ 階層別研修として、新たに採用2年目の職員を対象に業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修の実施
 - ・ 専門的な知識やスキルを習得するため、保健師キャリア育成課程研修や第3期データヘルス計画の策定等に関する業務別研修の実施
 - ・ 全職員を対象とした研修を効果的かつ効率的に実施するためのe-ラーニングの活用の検討
- **協会システムの安定運用等【316.9億円（640.8億円）】**
 - ・ 令和5年1月にサービスインを迎える次期業務システムの稼働を含めた、協会システムの安定運用の実現
 - ・ 法律改正、制度改正及び外部機関からの要請等に対する適切なシステム対応の実施
 - ・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステム検討等の着手

【背景】

次期業務システムは、新たな業務戦略に向けた業務改革・効率化施策の要件を取り込み、効率的な業務処理を確立して基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として、現行システムのホストサーバーや西日本データセンターの契約満了時期を踏まえ、令和5年1月のサービスインを予定している。

【次期業務システムで目指すこと】

① 基盤的保険者機能の強化（業務系システムの改修）

- ・ 現金給付等の審査業務及びレセプト点検業務の自動化による業務効率化
- ・ 入力処理のOCR化による業務効率化
- ・ 事務処理の工程管理機能による処理遅延等の事故防止や管理者による業務処理状況の把握

② 戦略的保険者機能の強化（保健事業システムの改修と情報系システムの新規構築）

- ・ 健診勧奨結果の状況など新たな管理項目の追加による保健事業関係機能の強化
- ・ レセプトデータや健診データなど協会が独自に保有するビッグデータを利活用し、地域ごとの医療費格差の要因分析や加入者の健康づくりに資する新たな情報系データベースを構築
- ・ 本部及び支部職員が使用しやすい分析ツール導入による積極的なデータの利活用
- ・ これらの情報活用のため、クラウド上でタイムリーかつ精度の高いデータによる分析業務の精緻化

③ 組織・運営体制の強化（コミュニケーションツールとインフラの新規構築）

- ・ 電子決裁及び決裁文書一元管理の導入による内部統制の整備
- ・ ポータルサイトの改良及びテレビ会議システムの導入による情報伝達や本支部間の連携強化
- ・ 災害対策環境の構築による安定的なシステム運用の実現
- ・ ノート型端末など用途に即した端末導入によるペーパーレス化、業務効率化及び利便性の向上
- ・ データベース及びデータセンター構成の見直し、基盤調達単位の見直し等によるITコスト適正化

更なる保健事業の充実に向けた検討について

1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
 - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
 - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。

(1) 重症化予防対策の充実（6年度から実施）

- ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施

(2) 支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）

- ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施

(3) 健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）

- ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）

※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

